



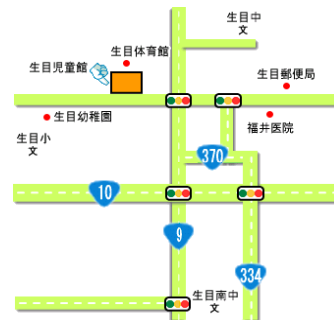
# 生目児童館のご案内

児童館は、子どもが誰でも自由に利用できる地域の遊び場です。

**お子様をお預かりする施設ではありません。**

一輪車・バンパー・卓球が楽しめるほか、玩具や図書などがあります。図書は貸出しもしています。また、「こどもの日フェスタ」などの季節行事や、地域とのふれあい行事・講師による卓球・茶道教室、工作教室などを計画しています。

利用される場合、申請が必要となりますので、以下をよくお読みになり手続きをお願いいたします。



■開館時間 月曜～土曜日の午前10:00～午後5:30  
(ただし 11月・12月は 午前10:00～午後5:00)

■休館日 日曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

■利用できる人

- ◎0歳～18歳までの児童(幼児は保護者同伴)
- ◎子ども会などの児童健全育成を目的とした団体

■児童館利用登録書について

児童館を利用するには、**緊急時の連絡先が必要**となるため**毎年度**、登録書の提出をお願いしています。(児童安全共済制度に加入しています)登録書の申請は、**必ず、保護者の方**が**来館し事務室にて行っていただきます**。登録書の申請がお済みでないと児童館の利用はできません。

長期休暇中の行事・講座に参加のみの場合も登録書の申請をしていただきます。

Q:下校途中で児童館を利用したい場合は?

「**帰宅途中での児童館利用申出書**」の提出が必要となります。  
詳しい説明は、個別に事務室にていたしますので、こちらの申請についても来館のうえご記入いただきます。

※「児童館利用登録書」「帰宅途中での児童館利用申出書」の用紙は児童館にあります。  
2019年度の**登録書の申請受付は、3/1から**です。**10:00～17:00(ただし、12:00～13:00は除く)**までにご利用します。

※児童館は、**お子様をお預かりする場所ではありません**。

特に、下校途中で利用する場合には、登録書記載に従って帰宅させますが、必ず、その日にお子様と帰宅方法をご確認ください。

※お金やゲーム機・カード類・おやつは、児童館に持ってきてはいけません。  
携帯電話を持参した場合は、紛失・盗難を防ぐため児童館職員に預けるよう、お子様にお伝えください。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

※学校の臨時休校や緊急の集団下校の対応については、児童館も学校と同じく利用できません。

●問い合わせ 生目児童館 (0985) 47-6652  
050-3524-3591

